

奥多摩町情報公開条例

令和5年3月17日
条例第6号

奥多摩町情報公開に関する条例（平成12年条例第63号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 町政情報の公開（第5条—第18条）
- 第3章 審査請求（第19条・第20条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第21条—第25条）
- 第5章 補則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、町民の知る権利及び情報の公開を求める権利を保障することにより、町政運営の公開性の向上を図り、もって町政の運営内容を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の町政に対する理解を深め、町民の町政への参加を促進し、公正で透明な町政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 町政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、実施機関において決裁、供覧、その他これらに準ずる手続が完了し、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌及び書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (3) 情報の公開 実施機関がこの条例に定めるところにより、町政情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、情報の公開を求める町民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する

情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより、情報の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、情報の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 町政情報の公開

(情報の公開を請求できるもの)

第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して情報の公開を請求することができる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学又は勤務する者
- (5) 実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している情報の公開を必要とする理由を明示して請求する個人又は法人その他の団体

(情報の公開の請求手続)

第6条 前条の規定により、情報の公開を請求しようとするもの（以下「公開請求者」という。）は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した情報公開請求書（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公開を請求しようとする情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(情報の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する町政情報（以下「非公開情報」という。）を除き、公開請求者に対し、当該町政情報を公開しなければならない。

- (1) 法令及び条例等（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項に規定する事務をつかさどる機関である内閣府、宮内庁、同法第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。）の指示等により、公開することができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつ

て、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であって、公にすることが特に必要であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 実施機関が行う監査、検査、徴収等の計画及び実施要領、渉外、争訟、交渉の処理方針、契約の予定価格、試験の問題及び採点基準、職員の身分取扱い、用地買収計画及びその他事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれ

イ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ウ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当

な利益を害するおそれ

- (7) 町、国、他の地方公共団体又は公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであり、かつ、当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。
- (8) 実施機関（町長を除く。）、町の執行機関の附属機関及び専門委員並びにこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料及び会議録等の情報であって、公開することにより、当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営に支障が生ずると認められるもの
- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

（情報の一部公開）

第8条 実施機関は、公開の請求に係る町政情報が前条各号のいずれかに該当することにより、非公開情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により公開請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、非公開情報に係る部分を除いて、当該情報の公開をするものとする。

2 公開請求に係る町政情報に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

第9条 実施機関は、公開の請求に係る町政情報に非公開情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該町政情報を公開することができる。

（存否に関する情報）

第10条 情報の公開請求に対し、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該請求に係る公開を拒否することができる。

（公開請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、公開請求に係る町政情報の全部又は一部を公開するときは、そ

の旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る町政情報の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る町政情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（情報の公開決定等）

第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、実施機関が情報の公開請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 公開請求に係る町政情報が著しく大量であるため、情報の公開請求があった日から60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る町政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの町政情報については相当の期間内に公開決定等をするれば足りるものとする。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）本項を適用する旨及びその理由

（2）残りの町政情報について公開決定等をする期限

（理由付記等）

第13条 実施機関は、第11条各項の規定により公開請求に係る町政情報の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠を当該書面に記載するものとする。

- 2 実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る町政情報が、当該町政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、公開請求者に対し、第11条第2項に規定する書面により、その旨を通知するものとする。

（事案の移送）

第14条 実施機関は、情報の公開請求に係る町政情報が他の実施機関により作成されたものであるとき等、他の実施機関において情報の公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該情報の公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公開決定等をしたときは、当該実施機関は、公開を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 情報の公開請求に係る町政情報に、第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、情報公開請求に係る町政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定等に先立ち、当該第三者に対し、情報の公開請求に係る町政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている町政文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が記録されている町政文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該町政情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該意見書(第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開をする日を書面により通知しなければならない。

(公開の方法)

第16条 町政情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等(ビデオテープ及び録音テープにあつては視聴に限る。)でその種別、情報化の進展状況等を勘案した方法により行う。

- 2 前項の視聴又は閲覧の方法による町政情報の公開にあつては、実施機関は、当該町政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該町政情報の写しによりこれを行うことができる。

(手数料等)

第17条 この条例の規定による情報の公開に係る手数料は、無料とする。

- 2 この条例の規定により情報の写しの交付をする場合における当該情報の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。
- 3 前項に規定する費用の額は、町長が別に定める。

(他の制度との調整)

第18条 この条例は、他の法令等の規定により情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付手続が定められている場合については、適用しない。

第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求)

第20条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に係る実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、奥多摩町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第9号）に規定する奥多摩町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、当該審査請求について裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る町政情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号、第4項及び第5項において同じ。）を取消し、又は変更し、当該審査請求に係る町政情報の全部を公開する場合（当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の実施機関は、審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。

4 前項により審査会に諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

5 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る町政情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該町政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第21条 実施機関は、この条例に定める情報の公開のほか、情報の提供その他の情報公開に関する施策の充実を図り、町民に対する情報公開の総合的な推進に努めるもの

とする。

(情報の管理及び検索)

第22条 実施機関は、町政情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の町政情報の管理に関する必要な事項を定めることにより、町政情報を適正に管理するものとする。

(情報の提供)

第23条 実施機関は、この条例に基づく情報の公開のほか、町民が求める情報を的確に把握するとともに、町政に関する情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努めるものとする。

(関係団体に対する協力要請)

第24条 町長は、町が出資若しくは事業運営費を助成している公共的団体又は町が加入している一部事務組合（以下「公共的団体等」という。）に対し、この条例の趣旨に基づき、当該公共的団体等が保有する情報を公開するよう協力を要請するものとする。

2 町長は、事業者がその事業の実施にあたって、町の区域内において人の生命、身体又は健康その他町民の生活に重大な影響を及ぼすと認められる場合は、当該事業者に対し、その保有する情報を公開するよう協力を要請することができる。

(指定管理者の情報の公開)

第25条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、その保有する文書等であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書等であって実施機関が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申請があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書等を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前2項の文書等の範囲その他これらの規定による文書等の公開及び提出に関し必要な事項については、実施機関が定める。

第5章 補則

(運用状況の公表)

第26条 町長は、毎年1回各実施機関の情報公開制度の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の奥多摩町情報公開に関する条例（平成12年条例第63号。以下「旧条例」という。）第6条の規定に

基づいて行われた情報の公開に関する手続については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行日前に、旧条例第14条に規定する奥多摩町情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）に対し行われた諮問（この条例の施行の際、これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に対し諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。